

多摩市子ども・若者の権利を保障し支援と活躍を推進する条例について

【条例制定に至る背景】

子ども・若者が抱える社会的な問題（児童虐待、いじめ、不登校、ひきこもり、ニート等）が深刻化している状況を受け、国は、子ども・若者育成支援法（平成21年法律第71号）及びこれを推進するための大綱として、子ども・若者ビジョン（平成22年7月）、子供・若者育成支援推進大綱（平成28年2月、令和3年4月）を制定した。

本市では、市長所信表明（平成30年6月）にて「条例策定も含めた子ども・若者の支援体制づくり」を表明し、その後設置した子ども・若者に関する施策検討懇談会からは「子ども・若者育成支援のための条例制定」を推進すべきとの報告を受けた（令和元年8月）。

第五次総合計画第3期基本計画（令和元年6月）では、「懇談会からの報告を踏まえ、子ども・若者の自立に向けた支援のためのしくみづくりに取り組む」としており、子育て・若者支援推進本部（令和2年1月）にて条例を制定することについて承認され、条例検討を開始した。

【条例の概要】

○対象とする子ども・若者の範囲は、おおむね30歳代までの市民とする。

○次に掲げる基本理念に基づき、子ども・若者の支援と活躍を推進する。

- ・子ども・若者の権利の保障
- ・切れ目のない支援を受けられる環境の整備
- ・意見表明・まちづくり参画機会の保障
- ・子ども・若者を含め、様々な主体による相互協力・支援の関係の構築

○文体は、「です・ます」を基調とする。

※ 多摩市公用文に関する規程（平成15年多摩市訓令甲第8号）第3条(1)により、条例制定のための文書の作成に使う文については「である」を基調とする文体とすることとされているが、この条例の主役である子ども・若者にとってわかりやすい表現とすることを重視し、「です・ます」を基調とする。

【条例検討の経緯】

- ・令和2年6月29日 関係課長級による、多摩市子ども・若者総合支援条例検討庁内委員会（以下、
庁内委員会という。）の設置
- ・令和2年9月24日 外部委員による、多摩市子ども・若者総合支援条例検討委員会（以下、検討
委員会という。）の設置
- ・令和2年12月 子どもヒアリング（児童館4館、都立永山高等学校にて実施）
- ・令和2年12月18日 若者オンラインワークショップ

- ・令和3年6月22日 検討委員会から条例素案（委員会案）の報告
- ・令和3年7月20日 多摩市子育て・若者支援推進本部にて条例（素案）の協議
- ・令和3年8月～ パブリックコメント（8月5日～9月5日の32日間）
- ・令和3年8月9日 子ども・若者オンラインワークショップ
- ・令和3年8月11日 子ども教育常任委員会勉強会にてこれまでの経緯と条例（素案）の説明
- ・令和3年8月下旬～ 条例（素案）についてのアンケート（8月下旬～9月上旬）
- ・令和3年8月27日 小中学校長定例会にて条例（素案）の説明
- ・令和3年9月29日 庁内委員会にて条例（原案）の確認
- ・令和3年10月12日 検討委員会にて条例（原案）の確認
- ・令和3年10月19日 多摩市子育て・若者支援推進本部にて条例（原案）の協議・決定
- ・令和3年10月25日 教育委員会協議会にて条例（原案）の説明
- ・令和3年11月2日 経営会議にて条例（原案）の決定

【今後の予定】

- ・令和3年12月 多摩市議会に条例（原案）を上程
（条例可決後、令和3年12月公布、令和4年4月1日施行予定）